

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 6 国名：バングラデシュ 担当：人間開発部
案件名：母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ2 中間レビュー調査（評価分析）

1 今回契約予定のコンサルタント
評価分析 3号～4号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月下旬から2013年8月上旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M / M
評価分析 5 21 5 1.20
（現地 0.70 M/M、 国内 0.50 M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：6月5日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|---|
| ア 業務方針の的確性 | 3 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 6 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 1 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：評価分析 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 45 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 9 |
| (ウ) 語学力 | 18 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 18 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：バングラデシュ/全途上国
類似業務：各種評価調査

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいての専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

7 業務の背景と目的

バングラデシュ国（以下バ国）の保健セクターにおいては、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けて、感染症対策分野では予防接種率の向上、結核対策の進展を中心に大きな改善が見られ、母子保健分野においては乳幼児死亡率、合計特殊出生率の減少が確認されている。他方、熟練介助者による出産介助率の低迷、高い自宅分娩率は依然として大きな課題であり、熟練介助者による出産介助率（2003-2008年平均）は南アジアの42%、途上国平均の63%と比して著しく低い18%という状況にある。また、妊産婦死亡（2003-2008年平均出生10万対350）、新生児（出生後28日未満）死亡（2004年出生1000対36）も依然として多い。特に最貧困層における保健サービスのカバー率、改善状況が低く、ミレニアム開発目標の達成に向けては、一層の改善努力が求められている。

各指標の改善を阻む要因としては、社会・経済・文化的背景：患者や家族が異常兆候の発症を認識できない、妊産婦自身に決定権がない、医療施設に関する情報不足、文化的・宗教的な制約等により適時に受診や搬送がされない、アクセスの問題：交通手段の確保が困難、道路事情が悪く搬送に時間を要し、医療機関への搬送が遅れる、医療の質の問題：薬剤・資機材の不備、医療技術者の不足、医療従事者の技術レベルの低さ等により適切な治療が提供されないこと等があげられる。一方、行政体制を見ると母子保健行政が保健家族福祉省内で保健サービス局と家族計画局に二分されていることにより効果・効率的な業務を行う体制でないこと、地方への予算配分・権限委譲が進んでおらず地域のニーズにあった計画策定や予算配分がおこなわれていないこと等が大きな課題となっている。

このような状況からJICAは、2006年7月から2011年6月まで「母性保護サービス強化プロジェクト（SMPP: Safe Motherhood Promotion Project）」（以下、「本プロジェクト」）を、保健家族福祉省及びノルシンディ県保健サービス局・家族計画局とともに実施した。ダッカ市の北東に位置するノルシンディ県を対象としたプロジェクトの活動は、コミュニティでの住民啓発・組織化活動および出産準備促進活動、保健医療施設の改善活動を柱とし、これらの活動は、バ国政府からも「ノルシンディモデル」として高い評価を受けている。

そのため、JICAは、引き続き2009年7月付けでバ国からの後継案件の要請を受けたことから、前述のSMPP終了時評

価とあわせて協力準備調査「母性保護サービスシステム強化計画（仮称）準備調査」を行った。その結果、当該調査及びその後の関係者との調整により、SMPPの成果を国レベルの政策に反映させ、パ国の優先政策とも連携させた形で、国内で普及展開していくためのモデル作りを推進していくために、フェーズ2の実施の意義が大きいと最終的な判断に至った。

本プロジェクトは、妊産婦・新生児保健に携わる政府、開発パートナー、NGO等の関係者間の国レベルにおける調整機能（母子・新生児保健[Maternal, Neonatal, and Child Health: MNCH]フォーラム等）の強化、コミュニティ活動の活性化を中心として行政や病院を巻き込んだ活動を行ってきた本プロジェクトのフェーズ1の協力地域であるノルシンディ県、郡病院が中心となって行政とコミュニティを巻き込んだ活動を展開してきたジョソール県（チョーガチャ郡）の施設・人材・技術・知見を活用した、本プロジェクトのフェーズ1及び本プロジェクトから導き出された優良事例の全国への発信、MNCHミニマムパッケージと母子・新生児健康改善のために効果的で普及しやすい介入方法（アプローチ）の精緻化の3つの成果を通じ、MNCH改善に効果的なアプローチをバングラデシュ政府の保健・人口・栄養セクター開発プログラム（Health, Population Nutrition Sector Development Program: HPNSDP）の活動計画等の内容に反映させ、妊産婦・新生児保健サービスの利用と質を向上するためのアプローチを全国へ拡大し、バングラデシュの母子の健康改善に寄与することを目的としている。現在、チーフアドバイザー、業務調整員の長期専門家2名に加え、プロジェクト側ナショナルスタッフ約10名の体制で、カウンターパートである保健家族福祉省とともに、ダッカ、ノルシンディ県、ジョソール県、シャトキラ県で活動を行っている。

本案件は、現在協力期間（2011年7月から2016年6月）の約半分に近づきつつあることから、中間レビュー調査を実施するものである。具体的には、バ側機関と合同でプロジェクトの活動進捗状況を確認し、評価に達する達成度の検証を行い、さらに評価5項目（妥当性・有効性・効率性・インパクト・自立発展性）の観点から評価を行い、評価結果に基づき、残りの協力期間における対応方針について検討し、関係当局に提言することを目的とする。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は、「新JICA事業評価ガイドライン 第1版」に沿って、プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[評価分析]

(1) 国内準備期間(2013年6月下旬)

ア 既存の文献・報告書等(事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)・実施プロセスを整理・分析する。

イ 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)(英文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。

ウ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他「バ」国側関係機関(保健家族福祉省や対象県の各保健局等)、他ドナー等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。

エ 調査団内の検討のため、評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)を検討する。

オ 国内で収集可能なデータを整理・分析する。

カ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2013年6月下旬～7月中旬)

ア JICAバングラデシュ事務所等との打合せに参加する。

イ プロジェクト関係者に対して、「新JICA事業評価ガイドライン 第1版」に基づいた評価手法について説明を行う。

ウ 「バ」国C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収・整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)・実施プロセス等に関する情報・データの収集・整理を行う。

エ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。

オ 国内準備作業並びに上記ウ及びエで得られた結果をもとに、他団員及び「バ」国C/Pとともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。

カ 調査結果や他団員及び「バ」国C/Pからのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(英文)の取りまとめに協力する。

キ ワークショップの開催(1回、参加者約40名程度)も想定されることから、同ワークショップに係る準備業務及びファシリテーター業務を行い、その結果を整理する。

ク 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。

ケ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。

コ 担当分野に係る現地調査結果をJICAバングラデシュ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2013年7月下旬～8月上旬)

ア 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。

イ 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。

ウ 担当分野の調査結果を取りまとめ、中間レビュー調査報告書(案)(和文)の作成に協力する。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(2)中間レビュー調査報告書(案)(評価分析担当分)とする。

(1) 業務計画書

和文2部（JICA人間開発部、JICAバングラデシュ事務所）

(2) 中間レビュー調査報告書（案）（評価分析担当分）

和文2部（JICA人間開発部、JICAバングラデシュ事務所）

なお、上記報告書・成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含めず、JICAより別途支給します。（見積書の旅費欄には0円と記載下さい。）

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA人間開発部保健第四課（03-5226-8374）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 調査団員構成

同調査における団員構成（予定）は以下のとおり

(ア) 総括（JICA）

(イ) 協力企画（JICA）

(ウ) 評価企画（JICA）

(エ) 評価分析（コンサルタント）

(オ) 地方行政（JICA）

(カ) 母子保健（JICA）

イ 現地での業務期間は、2013年6月29日から7月19日までを予定している。

ウ コンサルタント団員は、他の団員に約10日間先行して 現地調査の開始を予定している。